

# NEWS LETTER

第30巻 第1号 2022年9月5日

○次期大会は2023年7月8日（土）9日（日）（予定）に、鹿児島大学で開催します。

大会実行委員会の体制は、委員長：出口英樹会員（鹿児島大学）、副委員長：田口康明会員（鹿児島県立短期大学）、事務局長：濱沖敢太郎会員（鹿児島大学）です。

○来年度は、会長・理事選挙、そして総会をうけて、第11期の新体制がスタートすることになります。

## 目次

第29回大会報告	1-6
総会報告	7-21
年報投稿の募集	22-24
事務局報告	24-25

## 日本教育政策学会 第29回大会報告

### 大会報告

○日本教育政策学会第29回大会報告

第29回大会（大東文化大学担当校）は、2022年7月9日（土）総会と大会シンポジウム、10日（日）自由研究発表と課題研究の日程を、前年度から引き続きすべてオンライン（ZOOM）で開催しました。対面開催かオンライン開催かは最後まで迷いましたが、形式を最終決定した3月の時点で確実に対面開催できる目処が立たないことから、オンライン開催に決めました。ハイブリッド開催の可能性も模索しましたが、分科会ごとに配信可能な条件を整備するのが困難なこと、オンライン開催にすれば会費を無料にし、参加者数増加が見込まれることなどを鑑み、断念しました。

大会準備は、今年度より法政大学に移籍した仲田康一さんと私とで構成される実行委員会で担いました。二人だけではありましたが、武者先生を初め事務局・理事の方々の全面的な支援があり、さほどの困難はありませんでした。

7月9日の大会シンポジウムは、「子どもの権利と教育政策」をテーマとしました。日本が子

どもの権利条約を批准してから30年近くが経過し、子どもをめぐる状況も大きく変化した現代においてその意義について再考し、共有する機会をもちたいと考えました。子どもの権利に関わる問題に造詣の深い弁護士の山下敏雅さん、外国にルーツのある子どもたちの教育権に詳しい呉永鎬さん、子ども参加の学校づくりを追究してこられた笹田茂樹さんにご登壇いただき、篠原岳司さんのコーディネートのもとで子どもの権利の意味と可能性について認識を深めることのできる意義あるシンポジウムになりました。パネリストとコーディネーターのみなさん、そしてシンポジウムに参加して下さったみなさんに感謝しております（75名の参加者）。

7月10日（日）の午前には「自由研究発表」があり、3分科会に分かれて計11件の個人研究発表がおこなわれました。途中、第2分科会のZoomが一時中断することもありましたが、司会をお引き受けくださった皆様のおかげで、総じて滞りなく、活発な研究交流がなされました（3部合計で延べ97名の参加）。同日午

後には、課題研究「With／After コロナ時代の教育と教育政策／統治」が開催。報告者として佐藤学さん、中嶋哲彦さん、コメンテーターとして子安潤さん、高校教諭の奥山将光さんにご登壇いただきました。グローバルな視点からポストコロナ時代の教育の行く末を展望しつつも、学校現場でそれがいかなる形で具現化していくのかを追究する、大胆かつ地に足のついた議論が展開されていてエキサイティングなものでした（75名の参加者）。

（大会実行委員会委員長：松田洋介（大東文化大学）・同事務局長：仲田康一（法政大学））



大会開催校・大東文化大学

### 自由研究発表 分科会1

自由研究発表分科会 1 では、①浪本勝年会員（立正大学名誉教授）「奈良地裁教科書採択“墨塗り”訴訟 4.7 判決の歴史的意義」、②長尾悠里会員（神戸大学・院生）「学校統廃合・存続方策の分析における『スケール』概念の有用性の検証」、③上山大器会員（東京学芸大学・院生）「教員免許更新制の廃止をめぐる政策過程研究～『漸進的な制度変化の理論』を参照して～」、④山本佳奈会員（一橋大学・院生）「教育保障に関わる政策形成の『境界』化～外国につながる子どもたちへの日本語指導に着目して～」、の 4 件の報告があった。最大で 34 名の参加があった。

①浪本会員からは、奈良市の教科書展示会において参加者が書いた意見の開示をめぐる、奈良市教委、奈良市情報公開審査会の判断（一部不開示）、そして、奈良地裁の判決（不開示処分決定取り消し）を検討し、その歴史的な位置づけと、現在の意義が報告された。付随して、教科書展示自体が、もっと常設的に行われ、誰もが参加しやすいように改善することの必要性が語られた。

②長尾会員からは、学校統廃合・存続をめぐる分析において、地理学で使用されている「スケール」の概念を使用することの有効性が報告された。「スケール」は個人・集団の実践と関係を通して作り出される重層的・階層的な社会の空間・地理的分化と差異化を意味することなどが特徴とされる。質疑では、「地域」や「学（校）区」などの従来の概念と違う概念を使用することのより詳しい説明の必要性が課題とされた。

③上山会員からは、教員免許更新制度の廃止過程に関して、「漸進的な制度改革の理論」を用いた政策分析が報告された。その分析によれば、2017 年から教員免許更新制度の弊害が指摘され、制度の「漂流」が始まり、2021 年から制度を廃止することの「拒否可能性」が薄れて、「代替」という根本的な転換が起こったという。発表を受け、漸進的な制度改革の理論の適応範囲や分類の妥当性について質問が出された。

④山本会員からは、戦後の国会議事録の分析から、誰に日本語教育を行うかという境界線が、何度も恣意的に引き直された結果、曖昧になっていることが報告された。また、東京都と大阪府を比較し、大阪府ではマイノリティの教育権を保障する取組みが蓄積されてきたことから多文化教育が実現していることが指摘された。報告に対し、大坂と東京の政策の違いとその要因に関して質問が出された。

（広井多鶴子：実践女子大学、佐藤修司：秋田大学）

### 自由研究発表 分科会2

自由研究発表分科会2では、①坂本旬会員(法政大学)「教育政策としてのデジタル・シティズンシップの可能性」、②佐野真理子会員(大阪公立大学・院生)「外国につながる生徒のかかえる学習困難に対する教科学習からのアプローチ:数学科授業における実践例を通して」、③村本洋介会員(東京大学・院生)「教育困難校における教育活動の成立過程」の3件の発表があった。

①坂本会員は、デジタル・シティズンシップ教育に関する政策動向として、中央政府(「総務省」,「内閣府」,「中教審生涯学習分科会」)における教育政策推進と文科省学校教育分野での否定的動向、一部自治体による独自の推進と民間教育運動について紹介された。また、国連子どもの権利委員会による「デジタル環境に関連する子どもの権利に関する一般意見」でも、教育を受ける権利としてデジタル技術の重要性が指摘されていると報告した。質疑では、授業づくりにおける留意点について質問があった。またデジタル・シティズンシップ教育の「シティズンシップのニュアンス」について確認があり、具体的には「コミュニケーション・スキル」であり、「能力、参加する能力である」との応答がなされた。

②佐野会員は、文科省の「特別の教育課程」や日本語指導教員の定数化の施策では、日本語の日常会話の習得は可能でも、教科の専門的な学習言語の習得には至らず、学習困難を抱えている現実には変化がなく、学習状況の改善は不十分なままである。勤務校(義務教育学校)における教科の教員加配による取り組みで生徒の教科および学習言語の習得が改善された事実から、より高度な教科の専門的な学習言語を習得する「個別最適な学び」のために、「教科教員による教科と日本語の少人数教育」を政策として提案がなされた。質疑応答では、条件整備にかかる予算が厳しい中での実現可能性について意見が出された。

③村本会員は、首都圏にある公立全日制普通科高校の質的研究(参与観察とインタビュー調査)を通じて、教育困難校の特徴にもあるように、事例校においても学校の秩序維持を目的とした教育活動が観察できたが、画一的に規格化された教育活動として理解できるものではなく、「規格化」と「支援」の要素が表裏一体となって生徒との相互作用の中で生じるものであるとの指摘がなされた。それに対し、教育政策と事例校との関係性、政策的課題をどのように見ているのか、事例校選定の理由・位置付け、特色化されていない事例校から得られる知見の意味について質問や意見が出された。

なお、坂本会員の報告中にウェビナーが中断するトラブルが発生した。(押田貴久:兵庫教育大学)

### 自由研究発表 分科会3

自由研究発表分科会3では、以下の4件の報告があった。

①成松美枝会員(佐賀大学)「アメリカにおける教員不足問題と教員組合ーウィスコンシン州を事例に」、②王婷会員(北海道大学・院生)「広島県における助教諭の任用現状と教員受給関係」、③王佳寧会員(北海道大学・院生)「中国の地方所管大学における公費師範生の勤務状況とその規定要因」、④出口英樹会員(鹿児島大学)「国立大学法人制度の問題点と政策的対応」の4件である。

①成松会員は、2010年代半ば以降アメリカで深刻化する教員不足に関して、ウィスコンシン州を事例として、若者からの教職の魅力的な職業としての評価の低下、需要の高い教科・分野での教員確保の困難、田舎学区での勤務を教員が忌避する傾向、教員の団体交渉権制限強化による労働条件の悪化が要因としてあげられると指摘し、教員組合の弱体化を狙う団体交渉権制限の影響に焦点をあてて報告が行われた。

②王婷会員は、一部の県の小中学校で多くの助教諭が任用され、その数が増加していることを広島県を事例に報告した。広島県では、県内の小学校教員養成課程の増加に伴い、小学校教員不足の問題に対して一定の成果を上げていることが説明された。質疑では、助教諭制度が一部地域に偏って活用されている背景等も分析し、教育委員会の助教諭活用の政策判断研究を行う必要があるとの意見が出された。

**自由研究発表 分科会3 (続き)**

③王佳寧会員は、中国農村学校での教員確保対策として行われている、大学における公費師範生制度が、公費師範生の農村学校勤務の努力義務から義務への移行、実施大学の師範大学から地方所管大学への拡充によって、農村学校での教員確保に効果を生んでいると報告した。

④出口会員の報告は、国立大学法人制度の問題点を、法人のみが国立大学を設置できること、そのために国立大学が複数大学を設置(統合)する際の制約になっていることに焦点化したものであった。質疑では、国立大学法人法の問題点として論じられてきている、大学の自治、学問の自由の切り崩しこそを主問題とするべきではないかとの発言があった。  
(池田考司:北海道教育大)

**課題研究: With/After コロナ時代の教育と教育政策/統治**

日時: 2022年7月10日(日) 午後1-4時

報告: ①佐藤学「第4次産業革命と教育の未来ーポストコロナ時代の学校改革ー」、  
②中嶋哲彦「Society5.0の人材構想と教育政策ー教育・人材育成システムの転換ー」

指定討論①子安潤

②奥山将光

司会: 児美川孝一郎・横井敏郎

第10期の課題研究は3年間の統一テーマをくWith/After コロナ時代の教育と教育政策/統治>とした。今大会はその2年目である。今回はSociety5.0構想やICT教育に焦点を当て、これらに関わる教育政策の特質と課題、そしてその行方について検討することとした。ICT教育について国際動向を踏まえながら教育学の視点から議論を展開されている佐藤学氏、GIGAスクール構想等のICT教育政策を分析されている中嶋哲彦会員から報告を得た。また指定討論者として、教授学の立場から子安潤氏に、高校教員の立場から教育現場の実情を踏まえて奥山将光氏にコメントをいただいた。

佐藤報告は、コロナ禍と第4次産業革命の下で発生している事態を取り上げながら、いまこそ学びの再革新が必要と主張するものであった。コロナ禍で多くの子どもの学びが失われ、また教育市場が急速に膨張して子どもの「商品化」が進んで

いる。いま求められるのは個別最適化やSTEAM教育ではなく、1人も独りにしない平等公正な教育と創造性・探究・協同に基づいた「21世紀型の授業と学び」であり、公共哲学と民主主義哲学にもとづく教育政策であると主張された。

中嶋報告は、政府の進めるSociety5.0構想の下で提起される教育改革の論理を分析し、その課題を明らかにするものであった。科学技術基本計画(2016)から科学技術・イノベーション基本計画、中教審「令和の日本型学校教育」(2021)に至る政策は、個別最適化と生産性向上のための知に重心があり、学習の分断とエリート・非エリートのレイヤー構造をもたらすものである。必要なのは「内在的な学習要求に支えられた学び」ではないかと問題提起された。

以上の2報告を受けて、指定討論者の子安氏は、教育のICT化による教育活動の統制という観点からいま推進されているデジタル教育の問題点を指摘された。現在のデジタルコンテンツの多くはドリルを解かせるタイプで、AIといっても子どもの回答に応じて難易度を変えているに過ぎない。タブレット利用の推進は教師による選択・構成の自由度を低下させている。貧困な情報に依拠した学習をいかに現実に取り組む学習に再転換するかが課題であるとされた。

奥山氏は、勤務校の取り組みをもとにコメントされた。勤務校ではICT教育や仕事のDX化をゼ

ロからスタートしたが、いまでは学習ソフトの効果的な活用や定時退勤などができている。学校だけで DX は実現できないので業者と協力するが、教員が知識を得て主導権を取ること、個別最適化が孤独化にならないよう協働性に力点を置くことが重要であると指摘された。

質疑では多数の質問ややりとりがなされた。紙幅の関係で以下3点のみ紹介する。

1) 「個別最適化」の意味について。佐藤報告では個別最適化は 1970 年代の授業改革の主題であり、日本が追求すべき「未来の教室」ではないとされた。これを受けて子安氏は「最適」は日本語では最上級だが、通常英語では「適切」が一般的である、日本のデジタルコンテンツはただ類型化されたものを使っているにすぎないのに最上級とするのは欺瞞的である、沈黙が考えているということを AI は理解できず、信頼を置くことは困難と述べられた。

2) 日本の ICT 教育研究は行動主義心理学をベースにした教育工学に依拠しているため一斉授業中心の研究から抜け出せないのではないかとの質問について。佐藤氏は、政府文書が 50 年前の学習理論から転換できていないのはその通り。ここをどう変えるのかは困難な問題で、ICT 活用実践を創造する必要があると述べられた。子安氏は現実とかみ合うような ICT の使い方には進んでおらず、ICT 化は学習の貧困化を生むと主張された。

3) 奥山氏の勤務校では教員の学校経営の参画が進んでいるとあったが、具体的にはどうかとの

質問について。勤務校はボトムアップ型の運営がなされ、話し合いの機会もある、アジャイル型組織を目指しており、それが ICT によって可能になった、ICT によって管理されているという感覚は無いとの回答がなされた。また奥山氏からは、AI は付き合い方が大事で、教育産業の力はそれほど大きくない、むしろ教員が ICT を語るができない現場が問題であるとの発言があった。

最後に各報告者から一言ずつ発言してもらった。そのうち佐藤氏からは、教育政策学会がこのようなテーマを取り上げたことを評価するが、教育政策研究は国家政策研究にとらわれすぎているのではないか、アメリカの教育政策・教育行政研究者から多くを学んだが、彼らのように学校や市町村教育委員会でのポリシーメイキングについての研究が日本にはもっと必要ではないかとの指摘があった。

最後に司会から以下のようなまとめの発言があった。今回の課題研究では、学びのスタイルの転換や教育の市場化といった大きな動向変化、日本の現今の ICT 教育政策の分析、学習理論からの ICT 教育の問題点の指摘、学校現場の実情など、幅広い視点からの報告をいただいた。視野が拡大し、認識を深めることができたが、当学会としてこれをどう受け止めて、これから研究を進めていけるのか大きな宿題をいただいた。

Zoom を用いたオンラインによる課題研究であったが、参加者は最大 70 名に及び、充実した報告と活発な質疑がなされた。

(横井敏郎：北海道大学、岡本愛香：同大学院生)



大東文化大学・図書館

## 公開シンポジウム：子どもの権利と教育政策

今大会のシンポジウムのテーマは「子どもの権利と教育政策」である。子どもの権利条約から30年以上、日本が批准してから25年以上が経過したが、わが国において子どもの権利はいかほど浸透してきたのか。また文教政策として、さらには学校や子育てをとりまく現場において、いかにそれは実現してきたのか。本シンポジウムはこうした問題意識に立ち、近年の子どもをとりまく状況変化を射程に入れて、現代社会における子どもの権利条約の意義を再考することを課題としている。

今日の子どものとりまく状況変化は、本シンポジウムでは次の三点で捉えている。第一に、1990年代以降の日本社会の構造変容に伴う子ども期の変化である。国連子どもの権利委員会でも再三指摘されるように、わが国の子どもたちが果たして本当に豊かな子ども期を過ごしているのか、そのあり方が問われ続けている。学習塾や習い事に多くの時間を占められ自由で自治的な子どもの世界の衰退が懸念されてきたことに加え、今日では文字通りの「子どもの貧困」も深刻である。第二は、子どもの権利条約に基づく国内法制定に向けた議論が低調であり続けたこと、それすなわち、社会的に子どもの権利への誤解や理解不足が続いていることである。パターンリズムに基づく根強い保護の観念は、子ども自身が権利主体としての自己を捉え、自己をつくることの阻害の背景として今なお根強い。第三は、その一方で、子どもの声に根ざす改革の幾ばくかの進展である。その時、これまでの実践や運動、また研究において、特にマイノリティの視点からの問い直しの視点も必要である。これまでの子どもの権利保障のアップデートも検討されてよいだろう。

こうした状況も踏まえて、シンポジウムでは3名のパネリストから報告があった。当日はオンラインで60名弱の参加があり、コーディネーターを篠原岳司（北海道大学）が務めた。報告者名と報告タイトルは次の通りである。

- ・山下敏雅（弁護士）「子どもの権利条約の30年と子どもに関わる法律の課題」
- ・呉永鎬（鳥取大学）「戦後日本外国人教育政策の展開と子どもの権利 -外国人学校における

学校保健活動を事例に」

- ・笹田茂樹（富山大学）「子ども参加の学校づくりの動向」

山下氏からは、子どもの権利の中心である条約12条「子どもの意見表明権」の実質的保障をめぐり、自身が取り込まれる社会的養護を受ける子ども支援活動などに基づきながら課題状況の報告と可能性の提起があった。その中心はなによりも子どもの声を聴くこと、子どもの意見を聴き共に最善の利益を追求することである。そのために「保護の客体から権利の主体へ」と子どもに対する大人の意識を転換することの重要性が確認された。呉氏からは、日本社会における外国人の子どもの権利の未保障について、そしてその背景にある「話を聴かなくてよい存在」としてマイノリティの位置づけについて問題提起があった。また、京都の朝鮮学校において保健室の開設と運営が実現した例から、子どもの生活と学びの環境における「当たり前」の問い直しの必要性と、それを自覚的に支えるマジョリティの社会的責任について指摘がなされた。笹田会員からは、小中高の「開かれた学校づくり」の実践例に基づき、子どもへの許容的な雰囲気を作り支える四者（子ども、教師、保護者、住民）による対話的で承認的な関係のあり方について報告があった。一方で、そのような学校の持続的発展や面的拡大には課題も指摘され、そのポイントに教員の内なる心の壁があることにも触れられた。

その後の全体協議では、報告された三者間での意見交換の後、参加者からは、子どもの意見を聴くときの難しさや葛藤に深く迫ることの重要性について、また条約12条「子どもの意見表明権」の視点から「子ども基本法」を批判的に検討する必要性が示された。まとめでは、子どもの権利は関係的権利であり子どもを孤独にさせてはならないこと、そして子どもの声なき声を含めその意見をくみ取ること、現実的な権利保障のために政策研究を進めていくこと等、本学会の今後の課題が確認された。

なお、以上のシンポジウムの詳細な報告は、次年度の年報に掲載される予定である。

（篠原岳司：北海道大学）

# 総 会 報 告

第 29 回総会 大東文化大学（オンライン）

2022 年 7 月 9 日（土）12：45～13：45

※ 総会では、全て原案通り認められました。

## 報告事項

### 1. 会員の現況と会務

#### ○会員の現況

・会員数 240 人（うち大学院生 31 人 2022 年 3 月 31 日現在）

{2021 年度新入会員 11 人（うち大学院生 5 人）、退会者 5 人、除籍者 1 人}

※理事会・常任理事会の開催および寄贈図書は、ニューズレター各号に掲載

### 2. 日本教育政策学会年報第 29 号の刊行と第 30 号の編集方針

#### ○年報第 29 号の刊行 特集：公共性と協働性を支える学習／教育空間

・従来の特集 1・2・3 を、特集、シンポジウム報告、課題研究報告に変更

#### ○年報第 30 号の編集方針

・特集論文、投稿論文、シンポジウム報告、課題研究報告を中心に、29 号の紙面構成を継承する。

・特集論文での投稿を募集する。テーマを投稿募集時に公表し、締め切り等は従来 of 投稿と同様とする。

・特集論文での依頼原稿についても査読を行う。締め切り等は従来 of 投稿と同様とする。

・発行時期：2023 年の大会時を目処とする。

・学事出版との「年報製作に関する覚書」を更新する。

#### ○編集委員等の交替について

・2022.6 までの任期の委員

仲田康一委員、白川優治委員、日永龍彦委員

・2022.7 からの任期の委員

相庭和彦委員（新潟大学）、荒井英治郎委員（信州大学）

・中村編集幹事の交替

李愛慶（東大大学院教育学研究科博士課程院生）

#### ○年報投稿・執筆要領の改正について

##### 【改正内容】

・共著者も含めて学会員でなければならないことを明記する。

・論稿のテーマを教育政策及び教育政策学に関することに限定する。

・研究ノートについて、教育政策に関わる事例紹介を含むことを明記する。

・二重投稿禁止や研究倫理遵守を明記する。

・投稿論文の分量を 14 枚から 16 枚に増やす。

・FAX 番号を削除する。

・投稿の際の英文アブストラクト等の作成負担をなくし、採択時に提出するように変更する。

・関連する論文等の提出は、二重投稿、研究倫理等に抵触するおそれがある場合であることを明記する。

- ・注の表記で、外国語文献については原語で記すことを原則とした。

【改正理由】

- ・投稿論文のテーマが本学会の趣旨に沿うべきことを明確にする。
- ・投稿論文の分量を関連学会と同等とし、投稿しやすくする。
- ・投稿時の英文アブストラクト作成の負担を減らし、投稿しやすくする。和文アブストラクトは査読者決定の際に有用であるため残すこととする。
- ・この間FAXを使用した例はなく、行き違いが起こる危険と、ファクシミリを所有しない人が多いこと、編集委員会用のファクシミリもないことを勧告した。
- ・「多く重複する」時点で研究倫理に反すると考えられるため、「深く関連する」に変更する。
- ・注の外国語文献が和文のみで書かれている場合、原典にあたるのが困難であるため、原語で記してもらうこととする。ただし、原語が印刷困難である場合には適宜判断することとしたい。

改正後	改正前
<p>○日本教育政策学会年報投稿・執筆要領</p> <p>1 投稿論文及び研究ノートの投稿資格 本学会会員（共著者も含む）であること。</p> <p>2 論稿の種類 論稿は<b>教育政策及び教育政策学に関する</b>投稿論文及び研究ノートとする。研究ノートは、投稿論文と並立するもので、<b>以下のようなものを指す。</b></p> <p>(1)研究動向等を展望し研究上の提言をおこなったもの</p> <p>(2)学術的価値のある資料・<b>事例紹介</b>に重点をおきつつ考察を加えたもの</p> <p>(3)その他の萌芽的研究を記すなど、提示された知見が挑戦的で新鮮さがある<b>もの</b></p> <p><b>3 論稿の満たすべき条件</b> 論稿は、<b>研究倫理を遵守した</b>、未発表のオリジナルのものに限る。<b>査読の有無、学会誌・大学紀要等の種別を問わず、二重投稿は認めない。</b>ただし口頭発表及びその配付資料、<b>学位論文を改稿したもの、報告書等を論文化したもの</b>はこの限りではない。</p> <p>4 投稿論文及び研究ノートの投稿手続き</p> <p>(3) 論稿の送付にあたっては、次のものを全て添付する。サイズは A4 判とする。投稿者は同封物のコピーを必ず保存する。</p> <p>a) 投稿者情報 1 枚 次の事項を記載する。①投稿者所属 ②投稿者氏名 ③投稿論文・研究ノートの別、④論稿題目 ⑤連絡先住所 ⑥電話番号 ⑦e-mail アドレス</p> <p>b) 論稿原稿 1 部（<b>郵送の場合は 4 部</b>）</p>	<p>○日本教育政策学会年報投稿・執筆要領</p> <p>1 投稿論文及び研究ノートの投稿資格 本学会会員であること。</p> <p>2 論稿の種類 論稿は投稿論文及び研究ノートとする。論稿は、<del>未発表のオリジナルのものに限る。二重投稿は認めない。</del>ただし口頭発表及びその配付資料はこの限りではない。研究ノートは、投稿論文と並立するもので、(1)研究動向等を展望し研究上の提言をおこなったもの、(2)学術的価値のある資料紹介に重点をおきつつ考察を加えたもの、(3)その他の萌芽的研究を記すなど、提示された知見が挑戦的で新鮮さがある論述を指す。</p> <p>(新規、2 から一部移動)</p> <p>3 投稿論文及び研究ノートの投稿手続き</p> <p>(3) 論稿の送付にあたっては、次のものを全て添付する。サイズは A4 判とする。投稿者は同封物のコピーを必ず保存する。</p> <p>a) 投稿者情報 1 枚 次の事項を記載する。①投稿者所属 ②投稿者氏名 ③投稿論文・研究ノートの別、④論稿題目 ⑤連絡先住所 ⑥電話番号 ⑦FAX 番号 ⑧e-mail アドレス</p> <p>b) 論稿原稿</p>

<p>原稿には投稿者氏名その他投稿者が特定される情報は記さない。</p> <p>c) 和文アブストラクト1枚 論稿題目、アブストラクト(400字以内)を記載する。投稿者氏名は記載しない。</p> <p>(4) 投稿する論稿が既発表または投稿中の論文等のタイトルや内容と深く関連し、3の条件に抵触するおそれがあると判断される場合は、そのコピーを1部添付する。その際、著者名や所属がわかる記述は黒塗り等を行う。</p> <p>(6) 掲載決定した投稿者は、速やかに最終原稿(A4判サイズ)及び和文・英文アブストラクトをテキスト形式の電子ファイルで提出する。</p> <p>a) 和文アブストラクト1枚 論稿題目、アブストラクト(400字以内)、キーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>b) 英文アブストラクト1枚 投稿者氏名、論稿題目、アブストラクト(200語以内)、キーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>5 執筆の要領</p> <p>(1) 論稿の形式</p> <p>a) 投稿論文は、横書き35字×32行のフォーマットで16枚以内とする。</p> <p>b) 研究ノートは、横書き35字×32行のフォーマットで10枚以内とする。</p> <p>(3) 注、引用文献等の記載に関する凡例 引用文献の記載方法は、注方式、引用文献一覧方式のいずれでもよい。ただし、注方式の場合には、引用文献一覧を論文に付すこと。外国語の文献は原則として原語を記載し、必要に応じて和訳を付けること。</p>	<p>原稿4部。原稿には投稿者氏名その他投稿者が特定される情報は記さない。</p> <p>c) 和文アブストラクト1枚 論稿題目、アブストラクト(400字以内)、キーワード(5語以内)を記載する。投稿者氏名は記載しない。</p> <p>d) 英文アブストラクト1枚 投稿者氏名、論稿題目、アブストラクト(200語以内)、キーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>(4) 投稿する論稿が既発表または投稿中の論文等のタイトルや内容と多く重複する場合は、そのコピーを1部添付する。その際、著者名や所属がわかる記述は削除(黒塗り等を行う)する。</p> <p>(6) 掲載決定した投稿者は、速やかに最終原稿(A4判版サイズ)をテキスト形式の電子ファイルで提出する。</p> <p>4 執筆の要領</p> <p>(1) 論稿の形式</p> <p>a) 投稿論文は、横書き35字×32行のフォーマットで14枚以内とする。</p> <p>b) 研究ノートは、横書き35字×32行のフォーマットで10枚以内とする。</p> <p>(3) 注、引用文献等の記載に関する凡例 引用文献の記載方法は、注方式、引用文献一覧方式のいずれでもよい。ただし、注方式の場合には、引用文献一覧を論文に付すこと。</p>
--	--

### 3. 研究活動

○第10期課題研究(2020~2023年) 研究推進担当理事:横井敏郎(北海道大学)、児美川孝一郎(法政大学)

テーマ:With/After コロナ時代の教育と教育政策(教育統治)

・公開研究会 2022年3月26日(土)10:00~12:20 Zoom

2030年の教育を展望する —「未来の教室」と公教育のゆくえ—

〔講演〕 浅野 大介 氏（経済産業省） 『『未来の教室』がめざす新しい公教育のかたち』  
山本 宏樹 氏（東京電機大学） 「2030年代における公教育の課題」

〔司会〕 横井敏郎 会員（北海道大学） 児美川孝一郎 会員（法政大学）

・第29回大会課題研究 2022年7月10日（日）13:00~16:00 Zoom

〔発表〕 佐藤 学 氏（東京大学名誉教授）  
中嶋 哲彦 会員（本学会会長・愛知工業大学教授）

〔指定討論〕 子安 潤 氏（中部大学教授）  
奥山 将光 氏（北海道高校教員）

#### 4. 教育関連学会連絡協議会

○第10回教育関連学会連絡協議会総会 2022年3月12日（土）13:00~14:00 開催

#### 5. 情報の発信と会員の交流

○ニューズレターの発行（年二回）

- ・2021年秋号（2021年9月14日発行）主な記事：年報の原稿募集 大会報告
- ・2022年春号（2022年4月29日発行）主な記事：大会案内

○メールニュース（随時発行。2021年7月11日~2022年7月2日の間に23通発行）

### 審議事項

#### 1. 2021年度会計決算案および会計監査報告について

【資料1】

#### 2. 2022年度の学会活動計画案について

- ・教育政策に関する研究活動の推進
- ・会員への情報提供、会員同士の交流の促進
- ・他の学会等との研究交流
- ・第11期会長・理事選挙の実施準備

#### 3. 2021年度会計予算案について

【資料2】

#### 4. 学会会則等の改正について

【資料3】

##### 趣旨

##### （1）第5条、第6条及び第8条（理事会・総会の審議事項・議決・成立要件等）関係

- ・日本学術会議法第9条を参考に会長の職務を整理する。（第5条第2項）
- ・理事会に関する規定（理事会の構成・職務、会長の理事会招集権、理事会の成立要件・議決要件、仮理事会の際の議決の取り扱い、常任理事会の構成・職務、理事の理事会開催要求権）を新設する。（第6条の2）
- ・総会で審議すべき事項として学会の活動計画と財政を明記する。（第8条第1項）
- ・総会の成立要件・議決要件、仮総会の際の議決の取り扱い、会員の総会開催要求権に関する規定を新設する。（第8条第2~6項）

##### （2）第7条（事務局）関係

- ・事務局の所在地を細則に定めることを規定する。(7条1項)
- ・事務局の任務並びに事務局長、幹事及び書記の職務を規定する。(7条1項、2項)
- ・事務局長の選任方法につき、「理事のなかから理事長が選任する」としていた規定をあらため、「会員のうちから、会長の推薦に基づき、理事会が選任する」にあらためる。(7条3項)
- ・幹事及び書記については「おくことができる」とし(7条2項)、幹事及び書記は会員のうちから選出する規定を定める。(7条4項)

### (3) 第8条の2(委員会)関係

○年報編集委員会及び研究推進委員会並びに他の委員会の設置根拠を明確化する。

- ・会則に委員会に関する条文を新設する。
- ・「研究推進委員会規程」を定める。

### (4) 第9条(会費)関係

○ステータス(一般/学生・院生)を明確化するとともに、学生会費を引き下げる。

- ・学生・院生・OD等であって常勤職にない会員は、学生会員とする。
- ・大学に籍を有していても、正規雇用・常勤の職をもつものは、一般会員とする。
- ・年報費(2,500円)と発送費を踏まえ、赤字にならない範囲で学生会員の年会費を引き下げる(3,500円)。

### (5) 「日本教育政策学会会長及び理事選出規程」及び「日本教育政策学会第11期会長及び理事選挙要領」(地方区別の理事選出数・理事選挙)関係

○日本教育政策学会会長及び理事選出規程と会長及び理事選挙要領の関係を整理するとともに、地方区別の理事の選出数に、いわゆる「一票の格差」が顕著に存在する現状を是正する。

- ・地方区別の理事の選出数を、安定的継続的に決定できる算定方法をつくる。
- ・選挙の実施ルールを明確化する(選挙管理委員会の発足時期・有権者の資格・選挙人の名簿の作成時期・会長及び理事の選出時期・国外に居住滞在する会員の理事選出地区の決定等)。

## 5. 2023年度第30回大会の開催校について

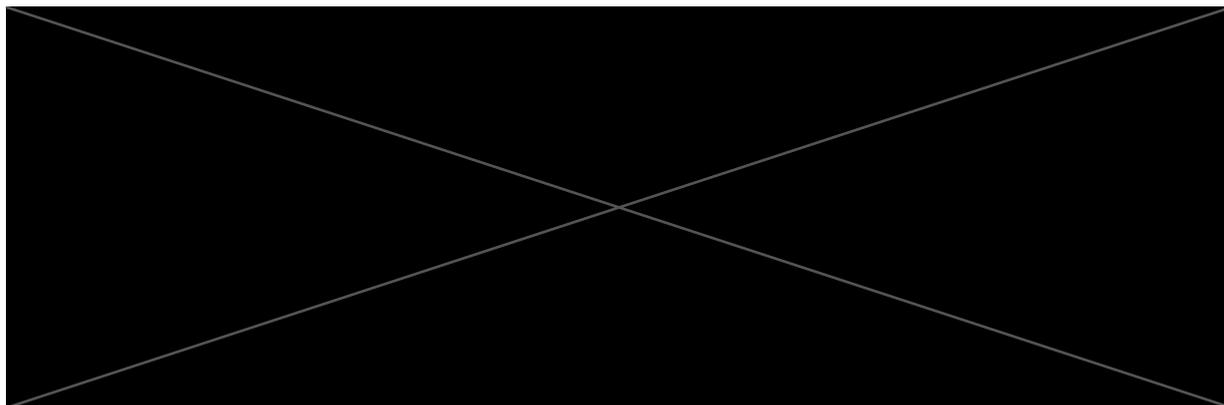
- ・開催校 : 鹿児島大学
- ・大会実行委員会 : 出口英樹、濱沖敢太郎(以上、鹿児島大学)、田口康明(鹿児島県立短期大学)の各会員
- ・大会日程 : 7月8日(土)9日(日)(予定)



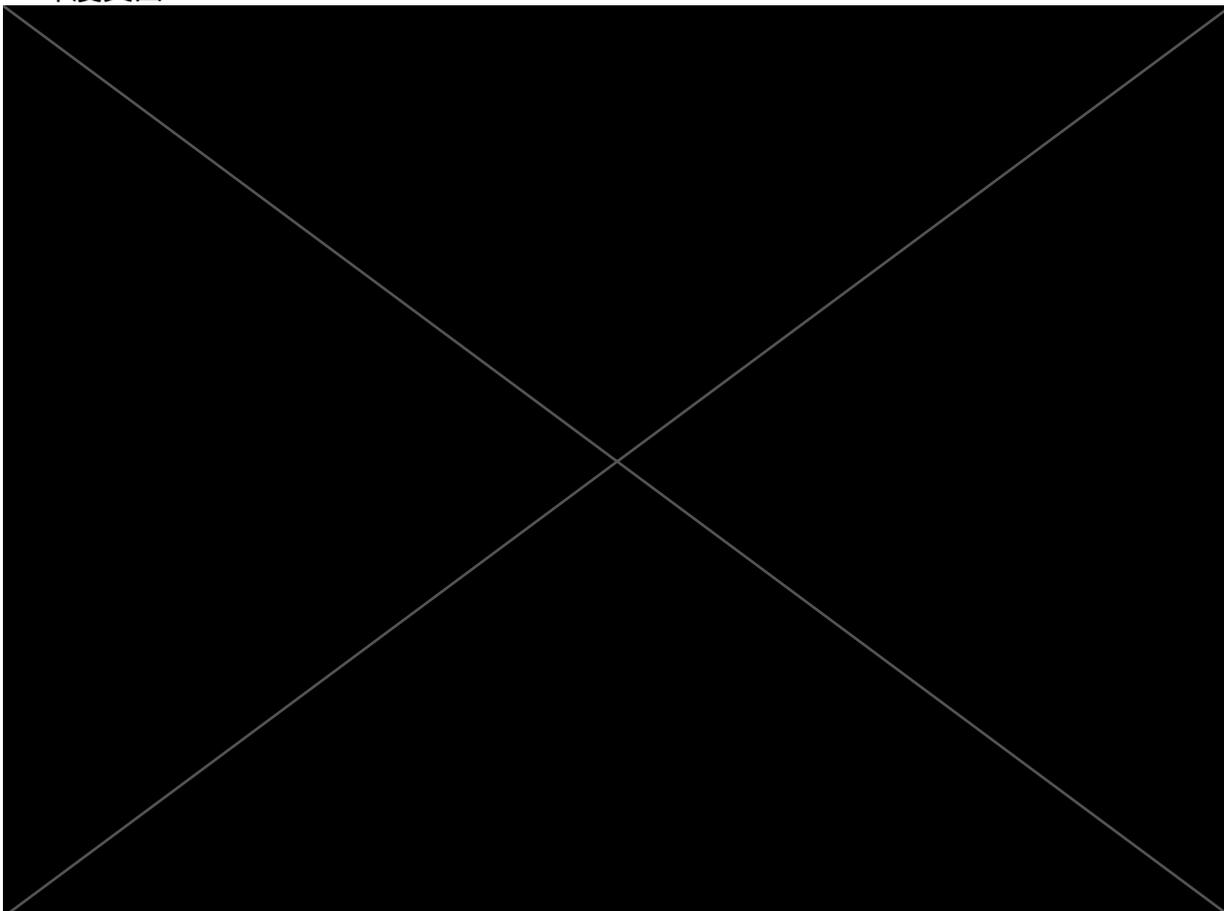
鹿児島大学

【資料1】2021年度会計決算案

○2021年度収入

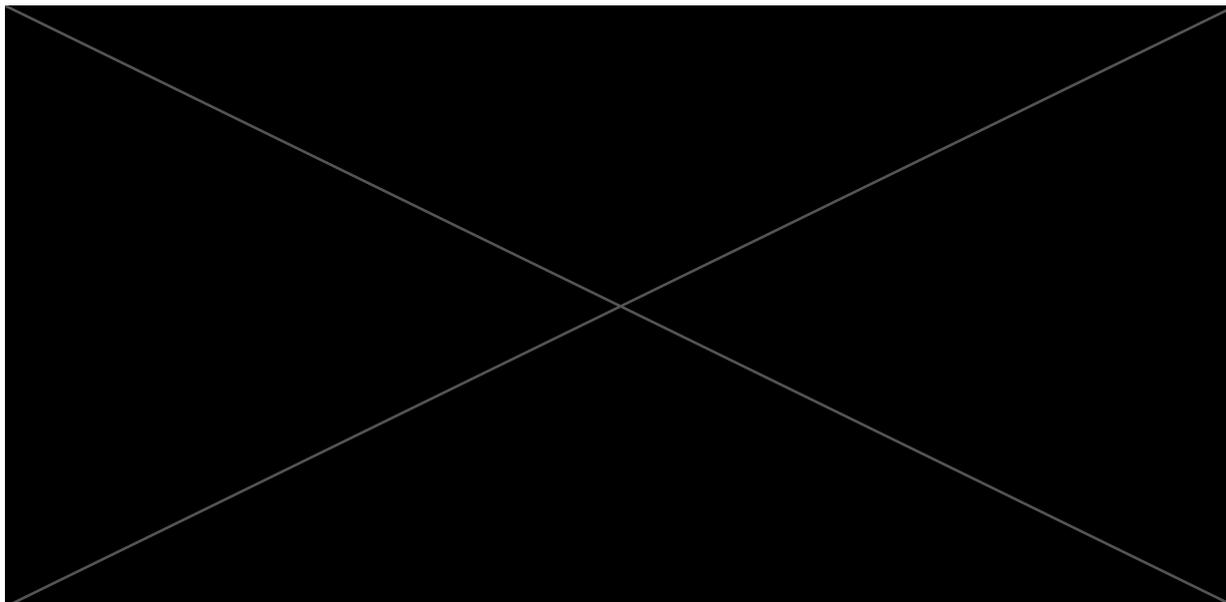


○2021年度支出

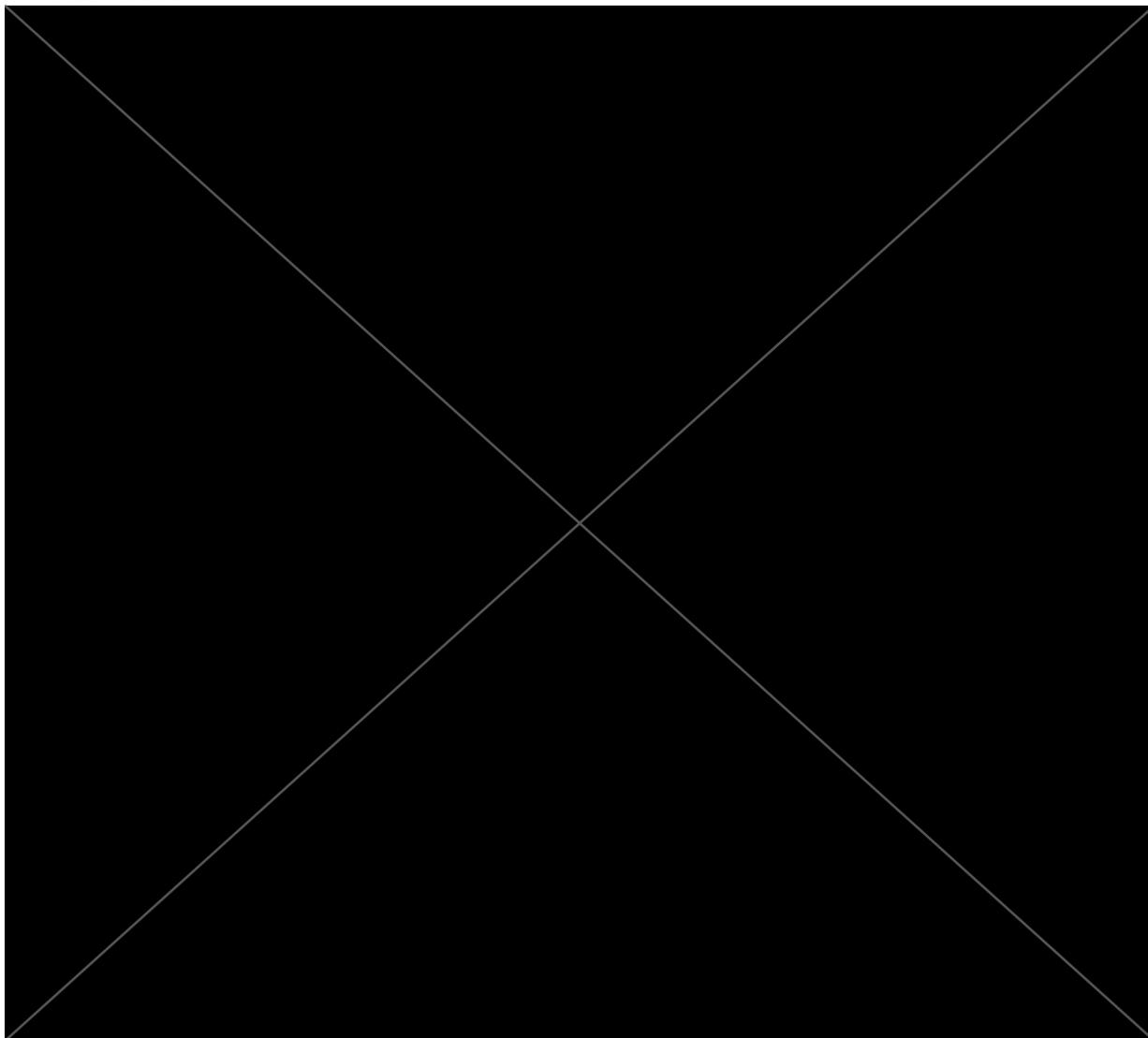


【資料2】2022年度会計予算案

○2022年度収入



○2022年度の支出



## 【資料3】学会会則等の改正について

日本教育政策学会会則の改正（案）

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。</p> <p>一 教育政策に関する研究活動の推進</p> <p>二 研究集会等の開催</p> <p><del>三 研究委員会の設置</del> <b>削除</b></p> <p><del>四</del><b>三</b> 国際研究交流</p> <p><del>五</del><b>四</b> 他の学会等との研究交流</p> <p><del>六</del><b>五</b> 学会誌、学会ニュース、その他の出版物の編集・刊行</p> <p><del>七</del><b>六</b> その他、本学会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。</p> <p>一 教育政策に関する研究活動の推進</p> <p>二 研究集会等の開催</p> <p>三 研究委員会の設置</p> <p>四 国際研究交流</p> <p>五 他の学会等との研究交流</p> <p>六 学会誌、学会ニュース、その他の出版物の編集・刊行</p> <p>七 その他、本学会の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>(会員)</p> <p>第4条 本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、教育政策又はこれに関係のある学問の研究に従事する者及び教育政策の研究に関心を有する者で、会員の推薦を受けた者とする。</p> <p>2 会員は、会費を納めなければならない。</p> <p><b>3 本会に入会しようとする者は、所定の書式により学会事務局に申し出るものとする。入会は常任理事会の審議を経て認められる。</b></p> <p><b>4 本会を退会しようとする者は、毎年3月31日までに当該年度までの会費を完納し、所定の書式により学会事務局に申し出るものとする。</b></p> <p><b>5 3カ年度分会費納入を怠った者は、常任理事会の議を経て除籍される。</b></p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、教育政策又はこれに関係のある学問の研究に従事する者及び教育政策の研究に関心を有する者で、会員の推薦を受けた者とする。</p> <p>2 会員は、会費を納めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(役員および職務)</p> <p>第5条 本学会の事業を運営するために次の各号の役員をおく。</p> <p>一 会長</p> <p>二 理事 30名以内</p>	<p>(役員および職務)</p> <p>第5条 本学会の事業を運営するために次の各号の役員をおく。</p> <p>一 会長</p> <p>二 理事 30名以内</p>

<p>三 常任理事 若干名 四 監査 2名</p> <p>2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。会長に事故ある時は、理事会の推薦により常任理事の一人がその職務を代行する。</p>	<p>三 常任理事 若干名 四 監査 2名</p> <p>2 会長は、本会を代表し、理事会を主宰する。会長に事故ある時は、理事会の推薦により常任理事の一人がその職務を代行する。</p>
<p>(役員選挙及び任期)</p> <p>第6条 会長及び理事は、会員の投票により会員から選出される。</p> <p>2 常任理事は、理事の互選により選出し、総会の承認を受ける。</p> <p>3 監査は、会長が会員より推薦し、総会の承認を受けて委嘱する。監査は、会計監査を行い、総会にその結果を報告するものとする。</p> <p>4 役員任期は3年とする。</p> <p>5 役員再任は妨げない。ただし会長は連続して3期を務めることはできない。</p> <p>6 理事に欠員が生じた場合、対応する選出区分における次点者をもって繰り上げる。この場合の任期は前任者の残任期間とし、一期と数える。</p> <p>7 役員選出に関する事項は、本会則で定めるほかに、日本教育政策学会会長及び理事選出規程に定める。</p>	<p>第6条 会長及び理事は、会員の投票により会員から選出される。</p> <p>2 常任理事は、理事の互選により選出し、総会の承認を受ける。</p> <p>3 監査は、会長が会員より推薦し、総会の承認を受けて委嘱する。監査は、会計監査を行い、総会にその結果を報告するものとする。</p> <p>4 役員任期は3年とする。</p> <p>5 役員再任は妨げない。ただし会長は連続して3期を務めることはできない。</p> <p>6 理事に欠員が生じた場合、対応する選出区分における次点者をもって繰り上げる。</p> <p>(新設)</p>

<p>(理事会)</p> <p>第6条の2 会長及び理事は理事会を構成し、本会の重要な事項を審議する。</p> <p>2 会長は理事会を招集し、会議を主宰する。</p> <p>3 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、出席理事数には委任状を含むものとする。</p> <p>4 理事会の議決は、出席の理事の過半数の同意を要する。ただし、その場合において、委任状を提出した理事は出席理事による議決に同意したものとみなす。</p> <p>5 定足数に達しない理事会は仮理事会とし、その仮決定事項を文書により各理事に通知する。15日以内に半数以上の反対のない場合、仮決定事項は決定事項となる。</p> <p>6 会長及び常任理事は常任理事会を構成し、総会及び理事会の決定に従い、常時執行の任にあたる。</p> <p>7 3分の1以上の理事の要求があった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(事務局)</p> <p>第7条 会務を処理するため、本学会に事務局をおく。事務局の所在地は、理事会の定める細則で定める。</p> <p>2 事務局には、事務局長1名をおくほか、幹事及び書記若干名をおくことができる。事務局長は事務を統括し、幹事は事務を分掌する。書記は事務局長及び幹事を補佐する。</p> <p>3 事務局長は、会員のうちから、会長の推薦に基づき、理事会が選任する。事務局長は、理事会及び常任理事会に出席し、発言することができる。</p> <p>4 幹事及び書記は、会員のうちから、会長が委嘱し、理事会に報告する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 本学会に事務局をおく。</p> <p>2 本学会の事務を遂行するため、事務局長1名、幹事及び書記各若干名をおく。</p> <p>3 事務局長は、理事のなかから理事会が選任する。</p> <p>4 幹事及び書記は、理事会が選任する。</p>

<p>(総会)</p> <p>第 8 条 総会は会員をもって構成し、本学会の活動計画、財政、その他の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。</p> <p>2 定例総会は毎年 1 回開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は会長が招集する。</p> <p>3 総会は全会員の 3 分の 1 以上の出席により成立する。定足数に満たないときは仮総会とする。出席会員数には委任状を含むものとする。</p> <p>4 総会の決議は、出席の会員の過半数の同意を要する。ただし、その場合において、委任状を提出した会員は出席会員による議決に同意したものとみなす。</p> <p>5 仮総会における決議事項は文書により全会員に通知し、そのうち 1 カ月以内に会員の 3 分の 1 以上の文書による反対がないときは、仮総会の決議は総会の決議となるものとする。</p> <p>6 3 分の 1 以上の会員の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなくてはならない。</p>	<p>(総会)</p> <p>第 8 条 総会は会員をもって構成し、本学会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。</p> <p>2 定例総会は毎年 1 回開催し、会長が招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(委員会)</p> <p>第 8 条の 2 本学会に年報編集委員会及び研究推進委員会をおく。</p> <p>2 本学会に必要な応じて前項以外の委員会をおくことができる。</p> <p>3 委員会の組織、委員長及び委員の選任、その他委員会に関する事項は、理事会が定める委員会規程による。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第 9 条 (会計)</p> <p>2 会費 (学会誌講読費を含む) は年間 8,000 円とする。ただし、次の各号に掲げる者は年間 3,500 円とする。</p> <p>一 学部及び大学院の学生 (日本学術振興会の特別研究員、その他これらに類する者として常任理事会が定める者を含</p>	<p>第 9 条 (会計)</p> <p>2 会費 (学会誌講読費を含む) は年間 8,000 円 (学生・院生は 5,000 円) とする。</p> <p>(新設)</p>

<p>む)。ただし、有職のまま大学に在学する者を除く。</p> <p>二 常勤の職にない者。ただし、60歳以上の定年退職者を除く。</p> <p><del>3 入会金は2000円とする。削除</del></p> <p>4-3 本学会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 入会金は2000円とする。</p> <p>4 本学会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(規程の制定)</p> <p>第11条 本会則の実施に必要な規程は理事会が定め、総会において報告する。</p>	<p>(規程の制定)</p> <p>第11条 本会則の実施に必要な規程は理事会が定める。</p>
<p>附則</p> <p>※ 本会則は2023年4月1日より施行する。ただし、第4条及び第6条については、2022年7月9日より施行する。</p> <p>(2022年7月9日 第29回大会総会決定)</p>	<p>(新設)</p>

参考) 会則以外の規約等の新設・変更について (2022年7月2日開催の理事会において決定)

「日本教育政策学会研究推進委員会規程」(案)・・・(新設)

第1条 本学会における研究活動を推進するため、会則第8条の2の1項により、研究推進委員会を設ける。

第2条 研究推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

第3条 委員長、副委員長及び委員は、会長の推薦に基づき、常任理事会の議を経て、会員のうちから理事会が選任する。ただし、委員長及び副委員長は常任理事のうちから選任する。

第4条 委員は4名以内とする。

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員長、副委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長、副委員長及び委員は、再任されることができる。

第6条 本規程の改廃は、常任理事会が発議し、理事会で決定する。

附則

この規程は、2022年7月9日より施行する。(2022年7月2日第30回理事会決定)

日本教育政策学会会長及び理事選出規程の改正(案)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、日本教育政策学会会則第6条により、本学会の会長及び理事の選出方法について定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、日本教育政策学会会則第6条に基づき、本学会の会長及び理事の選出方法について定める。</p>

<p>(会長及び理事の定数)</p> <p>第2条 会長及び理事の定数は次の通りとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>理事・全国区</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>理事・地方区</td> <td>16名程度</td> </tr> </table> <p>2 なお、地方区の区分は、北海道・東北、関東、甲信・東海・北陸、近畿、中国・四国・九州・沖縄の5つとする。</p> <p>3 各地方区の選出理事数は、下記の算定式に従い、会員数に比例して配分する。</p> <p>全会員数／地区選出理事数（16人）を、理事選出の基準会員数とする（小数第一位を四捨五入）。地方理事の選出数は、各地区の会員数を理事選出の基準会員数で割った数とする。ただし、この計算式により地区選出理事数が2人に達しない場合には、地区選出理事数16人の外で1人を加えて2人とする。</p>	会長	1名	理事・全国区	4名	理事・地方区	16名程度	<p>(会長及び理事の定数)</p> <p>第2条 会長及び理事の定数は次の通りとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>理事・全国区</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>理事・地方区</td> <td>16名</td> </tr> </table> <p>北海道・東北2名、関東8名、甲信・東海・北陸2名、近畿2名、中国・四国・九州・沖縄2名</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	会長	1名	理事・全国区	4名	理事・地方区	16名
会長	1名												
理事・全国区	4名												
理事・地方区	16名程度												
会長	1名												
理事・全国区	4名												
理事・地方区	16名												
<p>(会長及び理事の選出方法)</p> <p>第3条 会長及び理事の選出は、会員の無記名郵便投票により行う。会長については1名を記入する。全国区理事については4名、所属地方区理事については定数名を連記する。ただし、定数以下の連記も有効とする。</p> <p>2 会員の所属地方区は、学会に届け出ている所属機関の所在地（改選年度の4月15日現在）が属する地区とする。ただし、機関に所属しない場合は、届け出住所が属する地区とする。海外に在住または滞在中の会員で、国内に所属機関を有しない者は、本人の申請にもとづくものとし、本人からの申請がない場合は</p>	<p>(会長及び理事の選出方法)</p> <p>第3条 会長及び理事の選出は、会員の無記名郵便投票により行う。会長については1名を記入する。全国区理事については4名、所属地方区理事については定数名を連記する。ただし、定数以下の連記も有効とする。</p> <p>(新設)</p>												

<p>事務局所在地の地方区に所属するものとする。</p> <p>3 会長及び理事は、改選年度における5月1日から6月15日までの間に選出する。</p> <p>24 会長及び理事当選者は票数順とし、同順位の場合は選挙管理委員会の行う抽選により決定する。</p> <p>25 全国区と地方区の両方の当選者は、全国区の当選者とし、その場合、当該地方区の次点者を繰り上げ当選とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 会長及び理事当選者は票数順とし、同順位の場合は選挙管理委員会の行う抽選により決定する。</p> <p>3 全国区と地方区の両方の当選者は、全国区の当選者とし、その場合、当該地方区の次点者を繰り上げ当選とする。</p>
<p>(理事の任期)</p> <p>第4条 会長及び理事の任期は、会長及び理事選出直後の大会終了の翌日より3年後の大会終了日までとする。</p>	<p>(理事の任期)</p> <p>第4条 会長及び理事の任期は、会長及び理事選出直後の大会終了の翌日より3年後の大会終了日までとする。</p>
<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第5条 第2条に規定する会長及び理事選出事務を執行するため、会長は会員中より選挙管理委員会の委員3名を指名する。</p> <p>2 選挙管理委員会は互選により委員長1名を決定する。</p> <p>3 選挙管理委員会の執行する事務は、学会事務局がこれを補佐する。</p>	<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第5条 第3条に規定する会長及び理事選出事務を執行するため、会長は会員中より選挙管理委員会の委員3名を指名する。</p> <p>2 選挙管理委員会は互選により委員長1名を決定する。</p> <p>(新設)</p>
<p>(選挙権者及び被選挙権者の確定等)</p> <p>第67条 事務局長は、常任理事会の承認を受けて、会長及び理事選出の選挙権者及び被選挙権者（ともに改選前年度までの会費を前年度末（3月31日）までに完納した者）の名簿を調製しなければならない。</p> <p>2 事務局長は、選挙管理委員会の承認を受けて、選挙説明書その他必要な文書を配布することができる。</p>	<p>(選挙権者及び被選挙権者の確定等)</p> <p>第6条 事務局長は、常任理事会の承認を受けて、会長及び理事選出の選挙権者及び被選挙権者（ともに投票前年度までの会費を選挙管理委員会設置前日までに納めている者）の名簿を調製しなければならない。</p> <p>2 事務局長は、選挙管理委員会の承認を受けて、選挙説明書その他必要な文書を配布することができる。</p>
<p>附則</p> <p>この規程は、2022年7月9日より施行する。（2022年7月2日第30回理事会決定）</p>	<p>(新設)</p>

## 日本教育政策学会 第 11 期会長及び理事選挙要領（案）

改正案	現行
<p>1. 会長及び理事選挙有権者（選挙権者及び被選挙権者）の資格</p> <p>有権者は、<b>改選前年度までの会費を前年度末（3月31日）までに完納</b>した会員です。</p>	<p>1. 会長及び理事選挙有権者（選挙権者及び被選挙権者）の資格</p> <p>有権者は、2019年度までの会費を2020年3月31日までに納入した会員です。</p>
<p>2. 会長及び理事選挙の方法</p> <p>(1) 会長及び理事の選挙は、無記名郵便投票により、会長1名、全国区理事4名、地方区定数名（下記の別表参照）の記入により行います。ただし、理事に関しては、定数以下の連記も有効とします。</p> <p>(2) 会員の所属地方区は、学会に届け出ている所属機関の所在地（<b>改選年度の4月15日現在</b>）です。ただし、機関に所属しない場合は、届け出住所とし、<b>海外在住または海外勤務の場合は本人が希望を申請した地方区</b>です。</p> <p>(3) <b>選挙人名簿は4月15日現在で作成</b>します。</p>	<p>2. 会長及び理事選挙の方法</p> <p>(1) 会長及び理事の選挙は、無記名郵便投票により、会長1名、全国区理事4名、地方区定数名（下記の別表参照）の記入により行います。ただし、理事に関しては、定数以下の連記も有効とします。</p> <p>(2) 会員の所属地方区は、学会に届け出ている所属機関の所在地（2020年4月1日現在）です。ただし、機関に所属しない場合は、届け出住所とします。</p> <p>（新設）</p>
<p>3. 投票上の注意</p> <p>(1) 「選挙権者・被選挙権者名簿」を参照の上、「投票用紙」（会長用、全国区理事用、地方区理事用、計3枚）に候補者氏名を記入し、「投票用紙封入用封筒」に入れた上で、「返信用封筒」に入れて投函してください。</p> <p>「返信用封筒」には所属地方区、住所、氏名を記入して下さい。切手は不要です。</p> <p>(2) 投票は、<b>5月1日から5月14日まで</b>です。<b>5月14日</b>に選挙管理委員会に到着したものを有効とします。消印有効ではないので、ご注意下さい。</p>	<p>3. 投票上の注意</p> <p>(1) 「選挙権者・被選挙権者名簿」を参照の上、「投票用紙」（会長用、全国区理事用、地方区理事用、計3枚）に候補者氏名を記入し、「投票用紙封入用封筒」に入れた上で、「返信用封筒」に入れて投函してください。</p> <p>「返信用封筒」には所属地方区、住所、氏名を記入して下さい。切手は不要です。</p> <p>(2) 投票は、4月27日（月）から5月13日（水）までです。5月13日に選挙管理委員会に到着したものを有効とします。消印有効ではないので、ご注意下さい。</p>

※ 2022年7月2日第30回理事会決定

## 年報第 30 号投稿原稿の募集

年報第 30 号の投稿原稿(投稿論文、研究ノート)を以下の要領で募集いたします。多くの会員からの申し込みをお待ちしています。

### 【申し込み期限】

2022 年 9 月 30 日 (必着)

### 【申し込み方法】

氏名、所属、住所、電話、Eメールアドレス、特集投稿(論文のみ)または自由投稿の別、論文または研究ノートの別、論稿題目を明記して、「日本教育政策学会年報編集委員会」宛にメールで申し込んで下さい。メールのタイトル(件名)は、「年報第 29 号投稿希望」として下さい。

第 30 号から、特集に対する投稿(論文のみ)を受け付けることになりました。積極的な投稿をお願いします。

### 【特集テーマ(予定)】

「教育政策学の 30 年：その課題と展望」(仮)  
教育政策学会の 30 年を踏まえて、現在の教育政策学の課題を明らかにし、今後の方向性を指し示すものとする。

### 【送り先 e メールアドレス】

下記の 2 カ所にお送りください。

○ssato※gipc.akita-u.ac.jp ←※を@に変えて下さい。

○jasepbulletin※gmail.com ←※を@に変えて下さい。

申込者に対しては、数日中にメールで申し込み確認の返信をします。受付確認メールが届かない場合にはご一報下さい。

なお郵送での申し込みをご希望の方は、右記原稿送付先に申し込んで下さい。また、受領の返信が必要な方は、宛先を明記した返信用のはがきを同封して下さい。

### 【原稿締め切り】

投稿論文、研究ノートの原稿締め切り

2022 年 11 月 30 日 (必着)

必要書類一式(「投稿・執筆要領」参照)を同封のうえ、上記の 2 カ所にメールの添付ファイル(PDF 形式)でお送り下さい。メールで送付できない場合に限り、下記宛てに郵送でお送りください。

### <送付先>

〒010-8502 秋田市手形学園町 1 番 1 号

秋田大学教育文化学部

佐藤修司研究室 気付

日本教育政策学会年報編集委員会

### 【投稿・執筆要領】

投稿にあたっては、「投稿・執筆要領」を熟読されるようお願いいたします。投稿・執筆要領は web サイトからもご覧いただけます。年報 29 号に掲載された要領は修正され、総会で了承されております。最新版を以下に掲載しましたので、ご確認ください。

### 年報編集委員会 (◎常任委員)

委員長 ◎佐藤修司(担当理事)

副委員長 ◎尾崎公子(担当理事)

委員 相庭和彦 ◎阿内春生

荒井英治郎 池田考司

◎梅澤 収 押田貴久

柴田聡史 宮盛邦友

柳林信彦

編集幹事 李愛慶

### ○日本教育政策学会年報投稿・執筆要領

(2022 年 6 月 4 日編集委員会決定)

### 1 投稿論文及び研究ノートの投稿資格

本学会会員(共著者も含む)であること。

## 2 論稿の種類

論稿は教育政策及び教育政策学に関する投稿論文及び研究ノートとする。研究ノートは、投稿論文と並立するもので、以下のようなものを指す。

- (1) 研究動向等を展望し研究上の提言をおこなったもの
- (2) 学術的価値のある資料・事例紹介に重点をおきつつ考察を加えたもの
- (3) その他の萌芽的研究を記すなど、提示された知見が挑戦的で新鮮さがあるもの

## 3 論稿の満たすべき条件

論稿は、研究倫理を遵守した、未発表のオリジナルのものに限る。査読の有無、学会誌・大学紀要等の種別を問わず、二重投稿は認めない。ただし口頭発表及びその配付資料、学位論文を改稿したもの、報告書等を論文化したものはこの限りではない。

## 4 投稿論文及び研究ノートの投稿手続き

- (1) 投稿論文及び研究ノートの投稿申し込み期限は9月30日必着とする。投稿申し込みの方法についてはその年度毎に Web および会報 (News Letter) に掲載する。
- (2) 投稿論文及び研究ノートの原稿締め切りは11月30日とする。期限までにその年度の編集委員会事務局宛 PDF 形式の電子ファイルでメールに添付して送付する。メールによる送付が困難な場合には郵送する。サイズは A4 版とする。遅延した場合は理由の如何を問わず掲載しない。電子メールによる提出の際には編集委員会事務局が受領した旨を返信する。
- (3) 論稿の送付にあたっては、次のものを全て添付する。サイズは A4 版とする。投稿者は同封物のコピーを必ず保存する。
  - a) 投稿者情報 1 枚  
次の事項を記載する。①投稿者所属 ②投稿者氏名 ③投稿論文・研究ノートの別、④論稿題目 ⑤連絡先住所 ⑥電話番号 ⑦e-mail アドレス
  - b) 論稿原稿 1 部 (郵送の場合は 4 部)  
原稿には投稿者氏名その他投稿者が特定される情報は記さない。
  - c) 和文アブストラクト 1 枚  
論稿題目、アブストラクト (400 字以内) を記載す

る。投稿者氏名は記載しない。

- (4) 投稿する論稿が既発表または投稿中の論文等のタイトルや内容と深く関連し、3 の条件に抵触するおそれがあると判断される場合は、そのコピーを 1 部添付する。その際、著者名や所属がわかる記述は黒塗り等を行う。
- (5) 第 2 次査読の対象になった投稿者は、指定された期日までに修正原稿を PDF 形式の電子ファイルで送付する。
- (6) 掲載決定した投稿者は、速やかに最終原稿 (A4 判サイズ) 及び和文・英文アブストラクトをテキスト形式の電子ファイルで提出する。
  - a) 和文アブストラクト 1 枚  
論稿題目、アブストラクト (400 字以内)、キーワード (5 語以内) を記載する。
  - b) 英文アブストラクト 1 枚  
投稿者氏名、論稿題目、アブストラクト (200 語以内)、キーワード (5 語以内) を記載する。

## 4 執筆の要領

- (1) 論稿の形式
  - a) 投稿論文は、横書き 35 字×32 行のフォーマットで 16 枚以内とする。
  - b) 研究ノートは、横書き 35 字×32 行のフォーマットで 10 枚以内とする。
- (2) 執筆上の注意
  - a) 引用文献、注は、体裁を整えて文末に一括して並べる。脚注は用いない。
  - b) 図表は本文中に適切なスペースを確保して挿入、または挿入箇所を明示して添付する。
- (3) 注、引用文献等の記載に関する凡例  
引用文献の記載方法は、注方式、引用文献一覧方式のいずれでもよい。ただし、注方式の場合には、引用文献一覧を論文に付すこと。**外国語の文献は原則として原語を記載し、必要に応じて和訳を付けること。**
  - a) 注方式  
文献等を引用あるいは参照した箇所に注番号を入れ、論稿の最後に対応する注番号をつけて文献等の書誌情報 (著者名、『書名』、出版社、出版年、該当ページなど) を示す。なお、web サイトからの引用は、著者あるいは所有者名、タイトル、URL アドレス、確認日時を記す。

## b) 引用文献一覧方式

文献等を引用あるいは参照した箇所に、括弧でくくって著者名、発行年、参照ページなどを記し、引用、参照文献の書誌情報（著者名、発行年、『書名』、出版社など）は論稿の最後に著者名のアイウエオ順またはアルファベット順に一括して記す。

## 5 著作権等

掲載された論文等の著作権については本学会に帰属する。ただし、著作者自身が、自己の著作物を利用す

る場合には、本学会の許諾を必要としない。年報はその全部

を CiNii 及び J-STAGE 等に公開する。

## 6 その他

- (1) 著者校正は初稿のみとする。校正は最小限の字句の添削にとどめる。
- (2) 抜刷を希望する場合は、校正時に直接出版社に申し出る。
- (3) 執筆に関わる事項で不明の点はその年度の編集委員会事務局に問い合わせる。

## 事務局からのご連絡

## ○2022 年度までの年会費の納入をお願いします

一般会員 8000 円 学生院生会員 5000 円

[郵便振替口座記号番号]

00160-2-630596

加入者名：日本教育政策学会

[ゆうちょ銀行口座]

〇一九店 当座0630596

## 【ご注意】

所属大学・機関の事務室を通して振り込む場合、ご注意ください。振込票の振込人欄は所属大学・機関名のみで、会員名が記されていないことがあり、どなたの会費の振込か特定できないことがあります。

事務処理の混乱回避のため、振込人（会員名）が表示されるように振込票へ記入するか、あるいは振込んだことを、jasep10th@gmail.com 宛にご連絡下さい。よろしくお願いいたします。

## ○「会員企画研究会」にご応募ください

会員が企画する研究会に対して、一件につき2万円（上限）の補助を行なっています（講師料、交通費、会場使用料、資料や開催通知の作成等）。希望される方は、学会事務局にメールで申請してください。申請書は学会 HP からダウンロードしてください。

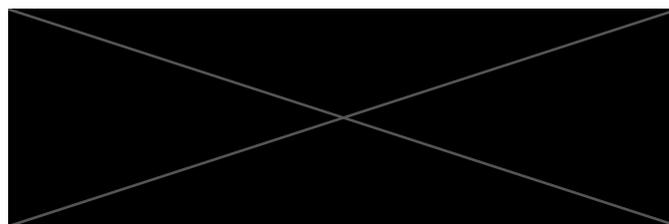
⇒<http://jasep-web.jp.org/wp/研究企画/会員企画研究会/>

会員企画研究会を行う場合は、事前に研究会の

開催を学会会員に知らせ、研究会開催後には、その概要を事務局に報告してください。HPとニュースレターに掲載します。

## ○新入会員（2022 年 4 月 30 日～8 月 28 日 50 音順）

本学会の新しい仲間たちです。よろしくお願いいたします



## ○メールアドレスと住所の登録・変更

住所や所属、メールアドレスが変更になった場合は、学会 web サイトに掲載されているフォームにより、必ず事務局までご連絡下さい。

古い登録情報のままですと、本学会からの年報、メールニュース、諸連絡等をお届けできません。

## ○図書をご寄贈いただきました（2022 年 4 月 30 日～8 月 28 日到着分 発行年月順）

下記の図書のご寄贈、ありがとうございました。

- ・横井敏郎編著『教育機会保障の国際比較-早期離学防止政策とセカンドチャンス教育-』勁草書房（2022 年 4 月）
- ・松原信継・間宮静香・伊藤健治編著『子どもの権利をまもるスクールロイヤー—子供・保護者・教職員とつくる安心できる学校-』風間書房（2022 年 5 月）

## ○本学会への寄贈図書の送り先

ご寄贈いただいた著書等は学会 web サイトに掲載しております。

なおご寄贈いただく場合は、事務局ではなく、年報編集委員会にお送りください。

〔送付先〕

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号  
秋田大学教育文化学部 佐藤修司研究室 気付  
日本教育政策学会 年報編集委員会

## ○常任理事会/理事会の開催(2022年5月1日～9月3日)

第10期第10回(通算245回)常任理事会

2022年6月26日(日)13時00分～15時00分 Zoom

〔報告事項〕

1. 会員の現況について
2. 2022年度(第29回)大会その他

〔審議事項〕

1. 2022年度大会(大東文化大学)について
2. 新入会員について
3. 課題研究について
4. 年報第29号の編集について
6. 会則等の改正案について
7. 2022年度大会総会の開催及び全国理事会の開催方法について
8. 2022年度総会議案の作成について

## 第30回理事会

2022年7月2日(土)13時00分～15時00分 Zoom

〔報告事項〕

1. 会員の現況と会務について
2. 年報の編集と発行について
3. 研究活動について
4. 教育関連学会連絡協議会について
5. 情報の発信と会員の交流について

〔審議事項〕

1. 2021年度会計決算案および会計監査報告について
2. 2022年度会計予算案について
3. 2022年度の学会活動計画案について
4. 学会会則等の改正について
5. 2023年度第30回大会の開催校について

## ○第11期会長・理事選挙

2023年度は会長・理事選挙の年です。改正会則等により、5月1日～14日まで選挙を実施します。

## ○退会届の様式の整備

会則第4条の改正をうけて、本学会の退会届の様式を整え、学会HPに掲示しました。

## ○学生等年会費の減額措置

会則第9条の改正をうけて、当該会員の申告に基づき、2023年度から学生等年会費が減額となります。

**編集後記** 第29回大会(大東文化大学)が7月9-10日にオンラインで開催されました。同大会の様子を本号の特集記事にまとめました。ご寄稿いただきました会員の皆様には感謝申し上げます。

第10期の任期は第30回大会(鹿児島大学)まで。当事務局発行の学会ニューズレターも2023年春夏号だけとなりましたが、会員と学会をつなぐ役割を、最後までしっかりと果たしたいと思います。(武者一弘)

**【学会事務局】** ○会長：中嶋哲彦 事務局長：武者一弘 事務局幹事：石井拓児 川口洋誉 谷口聡  
事務局書記：服部壮一郎 広川由子 松田香南

○連絡先：〒487-8501 愛知県春日井市松本町1200番地

中部大学 人間力創成総合教育センター 武者研究室 気付 日本教育政策学会事務局

Email: jasep10th@gmail.com

○学会ウェブサイト <http://jasep-web.jp.org/wp/>